

京都市告示第 3 2 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を変更しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 9 月 1 5 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

| 整理番号 | 路線名 | 旧新別 | 起 終 点 点 |
|------|---------------|-----|---|
| 1 | 久我水 0 1 6 5 号 | 旧 | (起点) 伏見区久我西出町7番地の1地先 (終点) 伏見区久我西出町6番地の13地先 |
| | | 新 | (起点) 伏見区久我西出町7番地の1地先 (終点) 伏見区久我西出町7番地の12地先 |

(産業観光局農林振興室農林企画課)